

2011年6月22日

関係各位

野村証券株式会社

## 野村証券、ハイブリッド証券の引受および私募を発表

野村証券株式会社(CEO 兼執行役社長:渡部賢一)は、サントリーホールディングス株式会社(代表取締役社長:佐治信忠、以下「発行会社」)が発行する第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)および第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)(以下、総称として「本劣後債」)の引受および私募を行ったと発表した。

本劣後債は、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッド証券であり、負債でありながら、利払いの任意繰延、超長期の償還期限(ただし、期限前償還条項あり)、倒産手続等における劣後性等、資本に類似した性質および特徴を有しており、株式会社日本格付研究所からA+の格付とともに、50%の資本金性が認められている。

これまで、本劣後債と類似したいわゆるハイブリッド証券は、発行会社の取引先金融機関を対象とした割当形式で発行することが一般的であった。今回は、適格機関投資家限定分付少数人数私募ではあるが、幅広い投資家(適格機関投資家以外は50名未満)に取得の申込みの勧誘を行った。これはハイブリッド証券の可能性を大きく広げる先駆的な事例であり、また、その商品性をマーケットに広く伝える役割をも果たした。本劣後債の発行条件は、今後の同種のハイブリッド証券のベンチマークになると期待される。

発行会社は非公開会社であるため、株式を用いた資本の調達手段は極めて限られていたが、本劣後債は、非公開会社の資本調達手段を広げた点においても先駆的である。発行会社は格付けを維持しながら業容を拡大させることが可能となり、これは財務戦略上極めて有効である。

同社はこれからも、顧客のニーズに的確に応えるソリューションを提供し続けていく。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、サントリーホールディングス株式会社の第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)および第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)の発行に関して一般に公表することのみを目的とする文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債および第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債の発行概要

	第 1 回債	第 2 回債
(1) 名 称	サントリーホールディングス株式会社 第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)	サントリーホールディングス株式会社 第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)
(2) 社 債 総 額	金 47 億円	金 170 億円
(3) 各社債の金額	金 1 億円	
(4) 払 込 金 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円	
(5) 償 還 価 額	各社債の金額 100 円につき金 100 円 ただし、平成 33 年 6 月 28 日より前に下記(6)記載の税務上の取扱い又は資本性の変更を理由とした繰上償還がなされる場合には、上記償還価額と本社債の現在価値のいずれか高い方の金額	
(6) 償 還 期 限	平成 83 年 6 月 26 日(60 年債) ただし、発行会社は、平成 28 年 6 月 28 日以降の各利払日において、本社債の元金の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。また、本社債につき発行会社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、発行会社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合又は格付会社より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表又は通知された場合、発行会社は、本社債の元金の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。	
(7) 利 率	①当初 5 年間:年 1.64% ②以後 5 年間:5 年円金利スワップレート(5 年後決定)+1.05% ③10 年後以降:6 か月ユーロ円 LIBOR+2.05%	①当初 10 年間:6 か月ユーロ円 LIBOR+1.05% ②10 年後以降:6 か月ユーロ円 LIBOR+2.05%
(8) 利払繰延条項	①利払いの任意停止 発行会社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(以下、当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」)。 ②任意停止金額の支払についての努力 発行会社は、各任意停止利払日から 5 年以内に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力をすることを意図している。 ③任意停止金額の強制支払 上記にかかわらず、発行会社が本社債に実質的に劣後する発行会社株式(発行会社普通株式を含む)に対して剰余金の配当を行う場合若しくはこれらの発行会社株式を取得する場合(ただし、適用法令の規定に基づき買取	

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、サントリーホールディングス株式会社の第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)および第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少人数私募)の発行に関して一般に公表することのみを目的とする文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。

	義務がある場合を除く)又は剰余金の配当に関して最上位の発行会社優先株式若しくは本社債と実質的に同順位の証券若しくは債務に関して剰余金の配当若しくは利息の支払がなされたときは、発行会社は、所定の期日に、任意停止金額及びこれに対する利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行う。
(9) 借換制限	発行会社は、償還又は買入日以前 12 か月間に、発行会社又は発行会社の特定子会社(一定の要件を満たす特定子会社に限る)の発行等する普通株式、子会社同順位劣後債務等の本社債と同等以上の資本性を有するものと格付会社から承認を得た一定の証券又は債務により資金を調達していない限り、本社債の償還(ただし、満期償還を除く)又は買入れをしないことを意図している。
(10) 劣後特約	発行会社が清算、破産、会社更生、民事再生又は日本法によらない破産・会社更生・民事再生の状態に至った場合、本社債の償還金及び利息の支払請求権は、本社債に基づく債権及び実質的に同一の条件を付された債権(劣後債権)を除く全ての債権が全額支払われたときに限り、その効力が発生する。
(11) 払込期日	平成 23 年 6 月 28 日
(12) 勧誘方法	適格機関投資家限定分付少数人数私募
(13) 格付	A+および資本性 50%(株式会社日本格付研究所)
(14) 資金使途	長期借入金の返済

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、サントリーホールディングス株式会社の第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)および第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募)の発行に関して一般に公表することのみを目的とする文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。